

議案第95号 小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、申告書等に提出者の個人番号又は法人番号を記載すること等を定める必要があるため、小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を改正するもの。

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正) 第1条 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号） の一部を次のように改正する。 <u>第2条第10号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事 業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続きにおける特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」に、同条 第11号中「又は名称」を「法人にあつては、事務所又は事業所の所 在地、名称及び法人番号）」に改める。</u>	(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正) 第1条 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号） の一部を次のように改正する。	削除
(中略) 第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号_____」 _____」を加える。	(中略) 第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手 続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。 以下市民税について同じ。）」を加える。	追加

(中略)	(中略)	
第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）」に改める。	第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号 <u>(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)</u> （個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）」に改める。	追加
(中略)	(中略)	
第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事業所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____次条において同じ。)又は法人番号_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。	第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事業所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号 <u>(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u> （個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	追加 追加
(中略)	(中略)	
第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め，同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号_____	第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め，同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号 <u>(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下</u>	追加



22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日	22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日	
--	--	--